

【修景ガイドライン／別表】

■別表3：「みち」沿い等の広告物等誘導基準

「みち」に面する広告物等及び「界限」に含まれる広告物等には、別表2の基準に加え、下表を誘導基準として適用する。

区域	項目	誘導基準			
白壁のみち	意匠	・低層の武家屋敷群が建ち並ぶ伝統的なまちなみを阻害することなく調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。			
	位置	・取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。			
	大きさ	・1方向の表示面積は0.2m ² 以下を原則とする。			
	材料	・木質系を基本とする。			
	色彩	・塗装をしない、又は無彩色とすることを基本とする。			
	照明	・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。			
	十文字川のみち	意匠	・十文字川の生活に潤いを与えるせせらぎ空間との調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。		
位置		・取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。			
大きさ		・1方向の表示面積は0.4m ² 以下を原則とする。			
材料		・木質系を基本とする。			
照明		・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。			
商家のみち	意匠	・伝統的な町家群との調和に配慮したうえで、旧街道の賑わいを思い起こさせるような意匠とする。			
	大きさ	突出広告物	下屋庇上木製板看板	・看板の高さは、看板を定着する下屋根又は下屋庇の軒高の36/100以下を原則とする。	
			袖看板・吊り看板	・1方向の表示面積は0.7m ² 以下を原則とする。	
		壁面利用広告物		・表示面積は1.8m ² 以下を原則とする。	
		開口部のガラス面に設置する広告物		・ガラス面積の50%以下を原則とする。(ガラスの屋内側に設置する広告も対象とする。)	
		建植え広告物・置き看板・立て看板		・1方向の表示面積は1.5m ² 以下を原則とする。	
		のれん		長のれん	・面積は2.7m ² 以下を原則とする。
				日除けのれん	・面積は4m ² 以下を原則とする。
	垂れ幕・のぼり		・面積は1.2m ² 以下を原則とする。		
	材料	のれん・垂れ幕・のぼり		・生地は布製を原則とする。	

浦川のみち	意匠	・漆喰、焼杉板、枝垂れ柳などの、風情と情緒が漂う空間を阻害することなく調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。		
	位置	・取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。		
	大きさ	・1方向の表示面積は0.4m ² 以下を原則とする。		
	材料	・木質系を基本とする。		
川辺のみち	意匠	・背景となる山々やまちなみとの調和と城下町へと誘う空間であることに配慮した意匠とする。		
	大きさ	・建植え広告物、置き看板及び立て看板は川辺ゾーンの基準による。それ以外については、商家のみちの基準に準じる。		
	材料	・商家のみちの基準に準じる。		
醤油蔵界限	意匠	・赤い煉瓦造の煙突と黒い板壁とのコントラストが効いたまちなみや近代洋風建築のハイカラモダンな雰囲気と調和した意匠とする。		
	大きさ	突出広告物	下屋庇上木製板看板	・看板の高さは、看板を定着する下屋根又は下屋庇の軒高の36/100以下を原則とする。
			袖看板・吊り看板	・1方向の表示面積は1m ² 以下を原則とする。
		壁面利用広告物		・表示面積は1.8m ² 以下を原則とする。
		開口部のガラス面に設置する広告物		・ガラス面積の20%以下を原則とする。(ガラスの屋内側に設置する広告も対象とする。)
		建植え広告物・置き看板・立て看板		・1方向の表示面積は0.75m ² 以下を原則とする。
		のれん		長のれん
	日除けのれん			・面積は4m ² 以下を原則とする。
	垂れ幕・のぼり		・面積は1.2m ² 以下を原則とする。	
	材料	のれん・垂れ幕・のぼり		・生地は布製を原則とする。
寺院界限	意匠	・寺院の門前の静かな佇まいを阻害することなく調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。		
	位置	・取付位置は原則として1階の階高さより低くする。		
	大きさ	・1方向の表示面積は1.2m ² 以下を原則とする。		
	材料	・木質系を基本とする。		
	照明	・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。		

(注)「醤油蔵界限」及び「寺院界限」の基準は、当該界限の中の醤油蔵又は寺院が接する通りに面する広告物等を対象とする。